

「電力の小売営業に関する指針（改定案）」に対する意見公募手続の結果 について

令和５年３月３１日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課
電力産業・市場室

令和５年２月２８日付けで「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見募集を行いました。

１．パブリックコメント実施期間等

（１）実施期間

令和５年２月２８日（火）～令和５年３月２９日（水）

（２）実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（３）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

２．意見募集結果

意見提出件数：６件

３．結果の公示日、御意見及び御意見に対する考え方

（１）結果の公示日

令和５年３月３１日（木）

（２）御意見及び御意見に対する考え方

次項参照

４．本件に対するお問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

電話 ０３－３５０１－１７４９（直通）

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室

電話 ０３－３５０１－１７４８（直通）

意見	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	インボイス制度断固反対！ 再エネ賦課金の値上げ断固反対！ 不公平は許さない！	再エネ賦課金については、再エネ特措法で定められた算定方法に則り、昨今の市場価格の高騰等を反映することで、1 kWh あたり 2. 0 5 円の低下となります。この低下は、契約の類型や使用料を問わず、4 月の電気使用分として 5 月の電気料金請求分から適用されます。
2	「パブリックコメント」を募集しているわりには、説明がものすごく分かりにくいです。 煙に巻いているとしか思えません。 また家庭に負担を押し付けるといえることでしょうか？電気代が上がることには反対です。	本指針の改定は、燃料価格や卸電力市場価格の高騰を背景に、休廃止等に至る小売電気事業者が出現していることを踏まえて、需要家の保護や社会的負担の抑制を図るため、休廃止や中途解約時のルール強化等を講ずるものです。本指針の改定は、料金の値上げとは関係しません。
3	電気料金値上げに反対します。 生活に必要なライフラインなので国民の最低限の幸福を侵害する値上げには断固反対します。 また販売価格を上げる場合は電力買取価格を連動するのがフェアトレードだと考えます。	国際的な燃料価格の高騰等を背景とした、規制料金の値上げ申請については、電力・ガス取引監視等委員会において、丁寧かつ厳格に審査を実施しております。自由料金の値上げについては、小売電気事業者の経営判断に委ねられておりますが、競争が行われることにより、適正なものとなると承知しています。
4	電力小売り反対です。 発送電分離も廃止して元の形に戻してください。	電気事業については、2016 年 4 月から小売全面自由化がはじまり、①小売電気事業者の登録数は 700 社を超え、再生可能エネルギーに特化したメニューが提供されるなど、需要家の選択肢が拡大していること、②電気料金については、家庭向け自由料金が規制料金よりも安価な価格水準で推移してきた実績があることから小売全面自由化の目的を一定程度達成できていると考えております。他方、燃料価格や卸電力市場価格が高騰している状況にあり、一部の新電力においては、休廃止等に至る事業者も出現しています。こうした状況を踏まえ、休廃止や中途解約時のルールの強化等小売電気事業者に対する規律の強化を進めておりますが、引き続き電力システムを不断に見直すことにより、安定的かつ経済的な電力供給を実現してまいります。
5	値上げ反対	国際的な燃料価格の高騰等を背景とした、規制料金の値上げ申請については、電力・ガス取引監視等委員会において、丁寧かつ厳格に審査を実施しております。自由料金の値上げについては、小売電気事業者の経営判断に委ねられていますが、競争が行われることにより、適正なものとなると承知しております。
6	あまり意見は無いが、電子メール等の電磁的方法を用いる場合においては、そのセキュリティについて適切なものとしておくように書いていた方が良いのではないかと思われた。 （「電力の小売営業に関する指針」全体において、「セキュリティ」という文言が無いようであり、今回の改正の中に含まれる部分についても、通知等を行う場合について「見やすい文字・体裁」という記述はあっても電子メールの使用に係りセキュリティについての記載が無かったので、意見を行う。今回新旧対照表として提示のあった改正部分での記述でなくてもよいのではあるが、電磁的方法を用いるとするのであれば、そこでのセキュリティについては重要なものとなるので、書類においてちゃんとセキュリティ確保についての記述を行っておいていただきたい。）	「電力の小売営業に関する指針」は、小売電気事業者の営業活動に関する指針を定めるもので、情報セキュリティについて含んでいませんが、情報セキュリティは重要な点であると認識しており、ご意見として承ります。